

平成 21 年（2009 年）5 月 22 日

大阪狭山市長 吉田友好 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委員 長 今 西 幸 蔵

平成 21 年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

平成 21 年度市民公益活動促進補助金交付申請のあったチャレンジ部門 1 事業、自立促進部門 8 事業について、平成 21 年 4 月 19 日に大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき実施された公開審査において、本委員会の専門部会である協働事業評価部会の審査結果を踏まえ、平成 21 年 5 月 12 日開催の市民公益活動促進委員会で審議した結果、別紙のとおり報告します。

なお、本審査結果につきましては、協働事業評価部会において各委員が審査基準に基づき、申請書類の内容を精査するとともに、各団体による公開審査でのプレゼンテーションを通しての事業に対する熱意を確認のうえ、総合的に判断したものを本委員会で審議し、まとめたものでございます。

つきましては、市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本審査結果報告を尊重していただきますようお願い申し上げます。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見書
～平成 21 年度市民公益活動促進補助金申請事業審査～

1. はじめに

本委員会は、平成 21 年 2 月 3 日の会議において、平成 21 年度市民公益活動促進補助金の募集について審議を行い、併せて同補助金の申請に係る審査を行うための専門部会として、協働事業評価部会を設置しました。

本年 4 月 11 日に当部会を開催し、書類審査及び 4 月 19 日開催の公開審査に向けて打ち合わせを行いました。

公開審査当日は、当部会委員 10 人で審査員を務めました。

なお、一部委員が申請団体の関係者となっており、審査の公正性を保つため、その事業については審査を辞退したため、獲得点数ではなく平均点による評価としました。

さて、平成 21 年度においては、チャレンジ部門 1 事業、自立促進部門 8 事業の申請がありました。これは昨年度と比べ、チャレンジ部門で 2 事業減、自立促進部門では 4 事業増となっております。この原因については、委員にも様々な捉え方がありましたが、明らかなものは見つかっておりません。自立促進部門の事業増については、ほとんどの申請団体が市民活動支援センターで事業申請の募集にかかる広報活動を受けた団体でした。

また、公開プレゼンテーションにおける申請団体による発表時間を今年度は 2 分延長し 7 分としたことで、発表内容に余裕感と充実さを感じました。審査員からの質問に対して発表者は真摯に回答しており、好感が持てたということの部会からの報告がありました。

2. 審査結果

本年度の市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果は別紙のとおりです。

3. 補助対象事業の採択について

慎重審議した結果、申請のあったチャレンジ部門 1 事業、自立促進部門 8 事業すべてを採択するよう要望します。いずれの事業も市民公益活動の促進にとって有意義なもの認められます。

4. 審査内容から意見すべき点

今回、「子ども・若もの支援ネットワークおおさか」がチャレンジ部門に申請する事業は、昨年度のチャレンジ部門で補助金を受けて実施した「子育て教育講演会（申請者：若もの自立支援センターのびのび）」の事業名が同一で且つ団体の代表者も同一であるが、役員構成、団体の活動概要を判断し申請を受け付け、チャレンジ部門の事業として評価した。

しかし、補助金交付要綱の規定には抵触しないものの、同一団体として受け止められる可能性があることから、チャレンジ部門で申請すべき事業かどうか疑問が残ります。

よって、今回の申請については、チャレンジ部門から自立促進部門に移行した申請扱い

が望ましく、併せて、次回、同様な形態で申請するならば、自立促進部門として申請受付をすることが望ましいと考えます。

以上、特に意見すべき点をまとめましたので、申請にかかる事業計画及び予算内容を十分に精査のうえ、減額も含め、市として補助金交付の可否の決定を行っていただくよう要望します。

5. おわりに

本委員会として、平成 15 年度から 6 ヶ年度にわたり市民公益活動促進補助金申請事業の審査を行い、その結果を取りまとめ、市に対して報告してまいりました。

今後は、これまでの経験を踏まえ、申請団体や市民にもわかりやすい審査基準の見直し、現要綱における補助対象事業、申請団体、対象経費などのより具体性のあるものへの改正など、課題点を市に提言しながら、市民公益活動促進補助金制度がよりよい制度として着実に進められるよう市長の諮問機関として努めを果たしてまいりたいと考えております。